

## 新制度に関して葉山町で制定する各種基準の一覧

区分	概要	国基準	制定時期	対応案
教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準（運営基準）	教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の運営基準。認可は県。 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業者内保育事業）の運営基準。認可は町。	内閣府令第39号 （平成26年4月30日）	平成26年10月	条例 国基準と同じにする。
地域型保育事業認可基準	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）の認可基準。 小規模保育事業には、A型・B型・C型の3タイプあり。	厚生労働省令第61号 （平成26年4月30日）	平成26年10月	条例 国基準と同じにする。
放課後児童健全育成事業基準（放課後児童クラブ設置運営基準）	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備運営基準。 町への届出制。	厚生労働省令第63号 （平成26年4月30日）	平成26年12月	条例 基本的に国基準と同じにするが、町の状況をふまえて決定する。
支給認定基準（保育の必要性の認定）	新制度の認定こども園、幼稚園、保育所を利用する際の認定基準。	平成26年5月に政省令（案）が出る予定。	平成26年10月	規則 国基準と同じにする。
費用・利用者負担（保育料徴収基準）	新制度の認定こども園、幼稚園、保育所の利用料。	平成26年5月に利用者負担（案）が出る予定。	平成26年10月	規則 国基準と同じにするか、要検討。

子ども・子育て支援新制度 給付・事業の全体像

<p>子ども・子育て支援給付</p>	<p>施設型給付</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 認定こども園</li><li>・ 幼稚園（3歳～就学前）</li><li>・ 保育所（0歳～就学前）</li></ul> <p>地域型保育給付（主に0～3歳）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）</li><li>・ 家庭的保育（利用定員5人以下）</li><li>・ 居宅訪問型保育</li><li>・ 事業所内保育（地域開放型）</li></ul> <p>児童手当</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 利用者支援事業（保育コンシェルジュなど）</li><li>・ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）</li><li>・ 妊婦健康診査</li><li>・ 乳児家庭全戸訪問事業</li><li>・ 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）</li><li>・ 子育て短期支援事業（ショートステイ等）</li><li>・ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）</li><li>・ 一時預かり事業</li><li>・ 延長保育事業（時間外保育）</li><li>・ 病児（病後児）保育事業</li><li>・ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）</li><li>・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業</li><li>・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</li></ul>